

ゴシック体は独禁法第二条第五項・同

条第九項第一号～第五号

明朝体は一般指定と独禁法第二条第九項第六号

⑨

[特定の共同取引拒絶等]

一 正当な理由がないのに、競争者と共にして、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ ある事業者に対し、供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。

ロ 他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。

(その他の取引拒絶)

2 不當に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させ、又は他の事業者にこれらに該当する行為をさせること。

務の数量若しくは内容を制限すること。

二 他の事業者に、ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けること

三 他の事業者に、ある事業者から商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。

⑤ この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を除外し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

(共同の取引拒絶)

1 正当な理由がないのに、自己と競争関係にある他の事業者（以下「競争者」という。）と共同して、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。

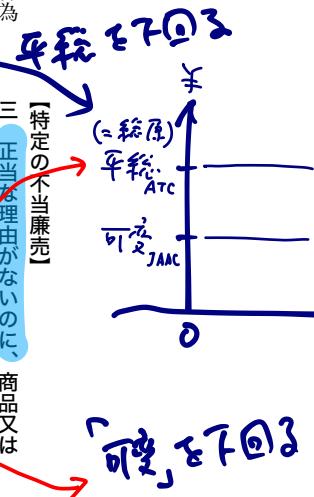
一 ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶し、又は供給を受ける商品若しくは役務の供給を困難にさせるおそれがあるもの

[特定の差別対価]

2 不當に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品又は役務を継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

(特定の不当廉売)

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律）



第五十四号。以下「法」という。

第二条第九項第二号に該当する行為のほか、不當に、地域又は相手方に

より差別的な対価をもつて、商品若しくは役務を供給し、又はこれらの供給を受けること。

(取引条件等の差別取扱い)

4 不當に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをすること。

(事業者団体における差別取扱い等)

5 事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不當に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不當に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせること。

(不当高価購入)

6 法第二条第九項第三号に該当する行為のほか、不當に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

(ぎまんの顧客誘引)

7 不當に商品又は役務を高い対価で購入し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

8 自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について、実際のもの又は競争者に係るものよりも著しく優良又は有利であると顧客に誤認させることを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。

(排他条件付取引)

11 不當に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。

主 tying product
Tied product

M

R₁
R₂
R₃

¥
¥
¥

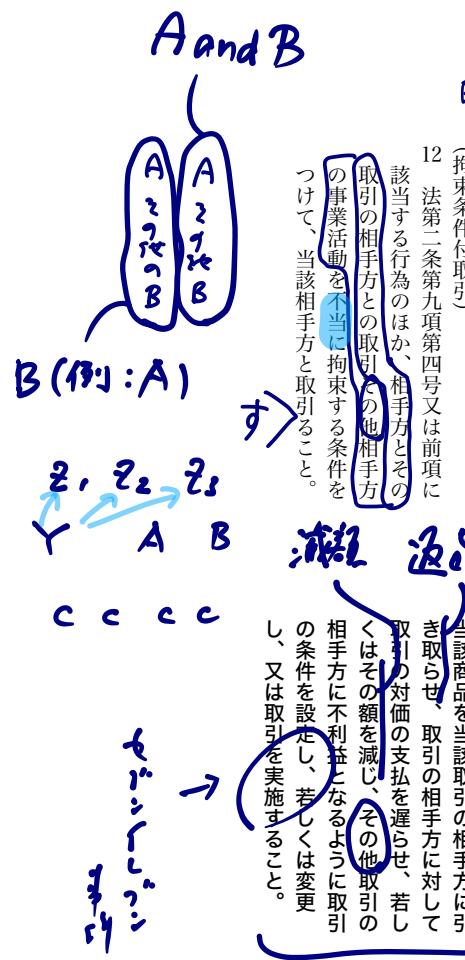
M

【再販売価格の拘束】

四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を供給すること。

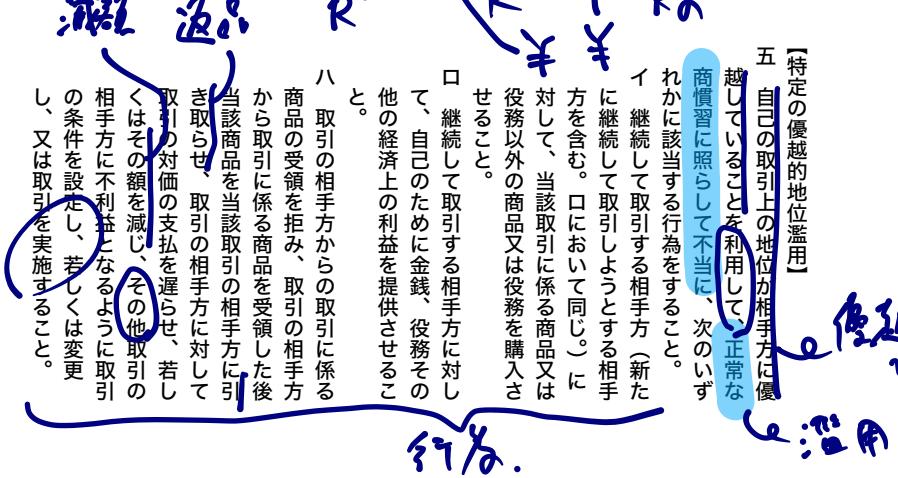
イ 相手方に對し、その販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者、当該商品の販売価格を定めて、相手方をして、当該事業者にこれを維持させることその他相手方をして、当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。



12 (拘束条件付取引)

法第二条第九項第四号又は前項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不當に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。



【特定の優越的地位濫用】

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不當に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 繼続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手)に繼續して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。)に對して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

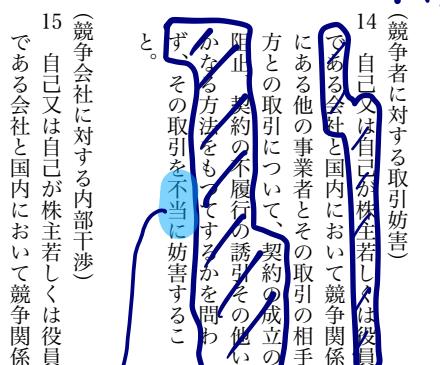
ハ 繼続して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後、当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他の取引の相手方に不利益となるよう取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。



(取引の相手方の役員選任への不當干渉)

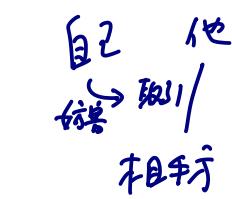
13 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不當に、取引の相手方である会社に對し、当該会社の役員(法第二条第三項の役員をいふ。以下同じ。)の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は自己の承認を受けさせること。



【競争者に対する取引妨害】

14 自己又は自己が株主若しくは役員である他の会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の方法をもってするかを問うと。

15 (競争者に対する内部干渉) 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係における他の事業者との取引を不當に妨害すること。



なる行為をするように、不當に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ 不當に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

ロ 不當な対価をもつて取引すること。

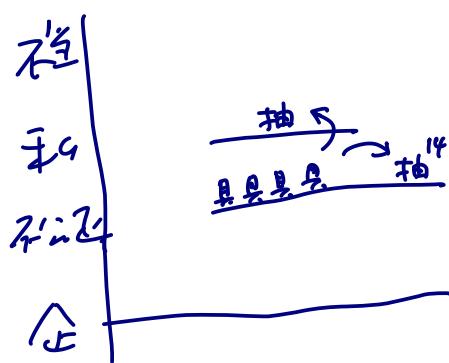
ハ 不當に競争者の顧客を自己と取引すること。

二 相手方の事業活動を不當に拘束する条件をもつて取引すること。

ホ 自己の取引上の地位を不當に利用して相手方と取引すること。

ヘ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者との取引を不當に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益と

8k89



①型
②型

→ 不正手段あり + 正當な理由なし
→ 反競争セヨエリ + 正當な理由なし

どうでもいいんだ
事実上は